

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則 新旧対照表

現 行	改正案
(地球温暖化対策計画の作成等) 第 89 条 条例第 144 条第 1 項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。 (1) 本市に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量 (<u>安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (令和 5 年政令第 68 号) 第 1 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 (昭和 54 年政令第 267 号) 第 2 条第 2 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。)</u>の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のもの (次号に該当するものを除く。) (第 2 号、第 3 号及び第 2 項省略) <u>3 条例第 144 条第 1 項の規定による地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策事業者に該当することとなった年度から 3 年度ごとを計画期間として作成するものとする。</u> (第 4 項及び第 5 項省略) 6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。 (第 1 号、第 2 号、第 7 項及び第 8 項省略) 9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規定による公表について準用する。<u>この場合において、第 6 項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。</u> (地球温暖化対策計画の評価の通知等) 第 89 条の 2 (第 1 項省略) 2 条例第 144 条の 2 第 3 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、脱炭素・	(地球温暖化対策計画の作成等) 第 89 条 条例第 144 条第 1 項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。 (1) 本市に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量 (<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令 (昭和 54 年政令第 267 号) 第 2 条第 2 項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。)</u>の前年度における合計量が 1,500 キロリットル以上のもの (次号に該当するものを除く。) (第 2 号、第 3 号及び第 2 項省略) <u>3 条例第 144 条第 1 項に規定する地球温暖化対策計画は、令和 7 年度又は同年度から起算して 3 の倍数の年度を経過したごとの年度 (以下この項において「計画開始年度」という。) から 3 年度ごとを計画期間として作成するものとする。ただし、計画開始年度の翌年度又は翌々年度に地球温暖化対策事業者に該当することとなった場合に作成する当該計画の計画期間は、次に到来する計画開始年度の前年度までとする。</u> (第 4 項及び第 5 項省略) 6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。 (第 1 号、第 2 号、第 7 項及び第 8 項省略) 9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規定による公表について準用する。 (地球温暖化対策計画の評価の通知等) 第 89 条の 2 (第 1 項省略) 2 条例第 144 条の 2 第 3 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利

現 行	改正案
<u>GREEN×EXPO 推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課に備え置くことのほか</u>、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。	用その他適切な方法により行うものとする。